

請願第 4 号

労働者保護ルール見直しの慎重な対応を求める請願

1 受理年月日 平成26年11月19日

2 請願者 立川市曙町2-15-20 三多摩労働会館5階
連合東京都連合会 多摩中央地区協議会
議長 本村 良昭

3 紹介議員 大石ふみお、福島 正美

4 請願の要旨

- 1 「解雇の金銭解決制度」「ホワイトカラー・イグゼンプション」「限定正社員」制度の見直しは、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。
- 2 労働者派遣法の見直しは、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねないことから、より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた制度を整備すること。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成原則にのっ取って行うこと。

5 請願の理由

我が国の労働者は、その大多数が雇用関係のもとで働いています。この雇用労働者が安定的な雇用のもとで、安心して働くことのできる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のためにも欠かせません。

現在、国においては「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度の普及、労働者派遣法の見直しなどが議論されています。成長戦略の一つとして必要な見直しがあるのかも知れませんが、労働者を保護するルールが後退する側面も否めません。結果として雇用を不安定化し、国民生活の安定や経済の好循環に逆行する懸念も指摘されています。

また、雇用・労働政策はILOの三者構成原則に基づき労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の三者で議論すべきものであり、現在の議論の進め方も疑問視せざるを得ません。そのため、労働者が安心して働くことができるよう下記の事項について議会での意見書を採択の上、国会及び関係行政庁に提出くださるよう請願します。